

いじめ事案の指導の流れ（三輪中学校）

令和5年4月改定

○「いじめ」の疑いのある場合には次のように対応する。

- ① 学校職員等が「いじめ」を疑う事実を把握した場合は、速やかに管理職（校長・教頭）・いじめ対策監に報告し、いじめ対策チームを組織して、組織的指導にあたる。
- ② 管理職は事実の全容を速やかに把握し、把握後と指導後に、市教育委員会・関係機関に報告する。
- ③ 必要に応じて全体指導を行う。また、引き続き心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学年・学級経営を行う。

さ 最悪を想定して
し 慎重に
す 素早く
せ 誠意をもって
そ 組織的に対応する

いじめの疑いのある情報

教師の目撃 本人からの訴え 保護者・地域からの訴え 周りの生徒からの情報(アンケート含む)

いじめの未然防止

早期発見・早期対応の年間計画

- ① アンケート・アセス実施
- ② 教育相談週間の実施
- ③ いじめをテーマにした「道徳」
- ④ 「いじめ防止週間」の実施
- ⑤ ひびきあいの日（思いやり宣言）

速やかに
管理職へ報告

いじめ対策監支援本部
直ちに報告

情報の共有(報告の徹底)と いじめ対策チーム組織的対応

校長・教頭・いじめ対策監（生徒指導主事）・学年主任・学担・関係職員→指導のねらいを明確にした組織的な対応(情報共有から見届けまで、一貫した指導の流れの確認、役割分担)

最優先で対応(自習可)

情報元の生徒や身近にいた生徒、保護者・被害生徒からの聞き取り
 ※複数のチームで、聞き取る
 ※共感的な聞き取り態度
 ※具合的な事実確認(5w1H)

情報集約・事実認定

事実関係がおおむね一致するまで**何度でも**すり合わせる。

事実認定・全容把握

加害生徒からの聞き取り

※複数での聞き取り
 ※決めつけた聴き方をしない
 ※行為の背景や心の内側(屈折やストレス)に目を向ける

家庭連絡1

支援本部への連絡

被害生徒の支援等

※辛さや不安に寄り添い、心配や不安を取り除く。
 ※具体的対策を講じる。

謝罪の会設定

※形式的な指導に終わらせない。

加害者への指導

※相手の苦しみや痛みに思いを寄せるとともに、生き方に関わる指導

思いを伝える場の設定

家庭連絡2

※下校時刻までに指導が終わらない場合は、関連生徒の家庭へ連絡する。

校長・教頭
いじめ対策監

被害生徒・加害生徒 保護者への 報告と来校・協力依頼

電話での概要説明 直接、家庭訪問をして学校での指導の経過報告
 来校・協力の依頼 今後の指導方針の伝達

校長・教頭
いじめ対策監

謝罪の会(学校立会い原則)
保護者同士の会の設定

支援本部への報告 関係機関との連携

継続的・組織的支援(校長、教頭、いじめ対策監、学年主任、担任による繰り返しの見届け)
 →本人・周りの生徒への聞き取り 保護者への情報提供

必要に応じて、学年や学級に対して指導を行い、一人一人の人権感覚の向上を図る。

※各職員による指導記録・メモ等を事案ごとにまとめて保管する。

情報共有

事実確認

支援・指導

見届け

「いじめ」が発覚した日の翌日から1週間以内の指導を行う